

「ぐんまシルク」認定審査規定（抜粋）

Ⅱ 「ぐんまシルク」の認定審査基準

1 審査基準

（１）共通事項

- ・群馬県ブランド奨励蚕品種で製造された生糸及び絹製品であること。
- ・蚕種製造及び繭生産が一貫して県内で行われたものであること。
- ・審査申請のために、特別に調整されたものでないこと。
- ・県内製糸業者及び県内絹製品製造業者が、「ぐんまシルク」の認定の趣旨を踏まえて製造した生糸及び絹製品であること。
- ・製造面においてブランド化に考慮して創意工夫された製造技術により作られた高品位の絹製品で、一般消費者等に差別化されて販売できるものをいう。
- ・認証シールの管理が適正に行われることが、確実に見込まれること。
- ・認定品として信用を害するものでないこと。
- ・申請者が過去に「ぐんまシルク」の製造販売業者及び認定品の認定実績を有すれば、蚕糸特産課長は審査基準に照らした上で委員会による審査を経ずに新たな新製品を認定することができる。

（２）生糸について

- ・群馬県ブランド奨励蚕品種の群馬県産繭のみを原料とした生糸であること。
- ・認定品としてふさわしい高品位生糸（原則として５Ａ格以上）であること。

（３）絹製品について

ア 和装製品について

- ・経糸・緯糸ともに群馬県ブランド奨励蚕品種の生糸のみを原料とした製品であること。
- ただし、紋糸（貫糸）の一部に飾糸として認定品以外の素材を使用する必要がある場合等は、総重量の概ね２割以下とすること。

イ 洋装製品及び小物製品について

- ・群馬県ブランド奨励蚕品種の生糸を使用した絹１００％の製品であることを基本とする。
- ただし、製品の性質上絹以外の素材を使用しなければならない場合は、原則として群馬県ブランド奨励蚕品種の生糸が製品の５０％以上を占めていること。
- ・絹製品の一部に認定品以外の生糸を使用する場合は、その使用割合の如何を問わず、「ぐんまシルク」認定品に該当しないものとする。
 - ・小物製品（人形等）については、繊維を使用している部位を審査の対象とする。

（４）その他

「ぐんまシルク」認定要綱第２条第４項の「製品を同一組織内で製造及び販売する業者等（以下、製造販売業者）」には、「ぐんまシルク」認定委員会が認める蚕糸・絹業提携グループを含めるものとする。